

## 医療機関等に係る介護報酬の体系

区分	在宅サービス	施設サービス
病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護費 居宅要介護者等に対して、居宅において看護婦等により行われる、療養上の世話又は必要な診療の補助</li> <li>・訪問リハビリテーション費 居宅要介護者等に対して、居宅において、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために行われる理学療法・作業療法等のリハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導費 (医師) 通院困難な要介護者等について訪問して行われる継続的な医学的な管理に基づく           <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業者等への情報提供</li> <li>・居宅サービス利用上の留意事項、介護方法の指導、助言等</li> </ul>  (歯科医師) 通院困難な要介護者等について訪問して行われる継続的な歯科医学的な管理に基づく           <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業者等への情報提供</li> <li>・居宅サービス利用上の留意事項、口腔衛生等の指導、助言等</li> </ul>  (薬剤師) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、処方せんによる指示）に基づく、療養上の薬学的管理指導  (歯科衛生士等) 計画的な歯科医学的管理を行っている歯科医師の指示に基づき、療養上必要な指導として行われる患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導  (管理栄養士) 計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づく、具体的な献立に従って行われる実技を伴う指導</li> <li>・通所リハビリテーション費 居宅要介護者等に対して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために行われる理学療法・作業療法等のリハビリテーション</li> <li>・短期入所療養介護費 居宅要介護者等に対して短期間入所させ、看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の世話をを行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養型介護療養施設サービス費</li> <li>・痴呆疾患型介護療養施設サービス費</li> <li>・介護力強化型介護療養施設サービス費 療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療</li> </ul>

区分	在宅サービス	施設サービス
診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護費 居宅要介護者等に対して、居宅において看護婦等により行われる、療養上の世話又は必要な診療の補助</li> <li>・訪問リハビリテーション費 居宅要介護者等に対して、居宅において、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために行われる理学療法・作業療法等のリハビリテーション</li> <li>・<b>居宅療養管理指導費</b> (医師) 通院困難な要介護者等について訪問して行われる継続的な医学的な管理に基づく           <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業者等への情報提供</li> <li>・居宅サービス利用上の留意事項、介護方法の指導、助言等</li> </ul> (薬剤師) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、処方せんによる指示）に基づく、療養上の薬学的管理指導 (管理栄養士) 計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、具体的な献立に従って行われる実技を伴う指導</li> <li>・通所リハビリテーション費 居宅要介護者等に対して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために行われる理学療法・作業療法等のリハビリテーション</li> <li>・短期入所療養介護費 居宅要介護者等に対して短期間入所させ、看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の世話をを行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>診療所型介護療養施設サービス費</b> 療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療</li> </ul>
歯科診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>居宅療養管理指導</b> (歯科医師) 通院困難な要介護者等について訪問して行われる継続的な歯科医学的な管理に基づく           <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業者等への情報提供</li> <li>・居宅サービス利用上の留意事項、口腔衛生等の指導、助言等</li> </ul> (歯科衛生士等) 計画的な歯科医学的管理を行っている歯科医師の指示に基づき、療養上必要な指導として行われる患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導</li> </ul>	
保険薬局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>居宅療養管理指導費</b> (薬剤師) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、処方せんによる指示）に基づく療養上の薬学的管理指導</li> </ul>	